

第3回 中小企業設備投資補助金 申請上の注意事項

第1版（2026/4/24）

- 申請等の手続き等にあたり、「公募要領」等を必ず確認の上、手続きを行ってください。
- 本資料は、必要に応じて改定されることがありますので、最新の資料は補助金事務局ホームページからご確認ください。

1. 中小企業設備投資補助金とは？

生産性向上や省力化等に資する設備投資を行い、従業員の賃上げや、適正な価格転嫁に取り組む事業者を支援する制度です。

2. 補助率・補助上限額は？

補助率	補助上限	対象要件
2／3	1,000万円 製造業 1,500万円 (下限：500万円)	・従業員を5人以上雇用していること ・付加価値額を年率7.5%以上増加 ・一人当たりの平均給与支給額を前年同期間（2ヶ月間）と比較して年率8.0%以上増加

（注）本事業では、雇用保険に加入している方を従業員とします。

（会社役員、個人事業主において個人事業主本人および同居の親族従業員、育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員は含まない）

- ①事業計画を商工会議所・商工会と一体となって作成していること。
- ②補助事業終了後3年間において、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費の合計）を年率平均7.5%以上増加する計画を策定すること。
- ③申請時において従業員を5人以上雇用している事業者であること。
- ④任意の連続する2ヵ月間（令和8年4月1日から補助対象期間終了までの間）のそれぞれの月の従業員※1の一人当たり平均給与支給額※2を前年同期間と比較して8.0%以上増加させること（比較する従業員は前年同期間から継続雇用されている5人以上の従業員とする）

3. 従業員・給与の範囲は？

(1) 「従業員」の範囲について

本事業では、**雇用保険に加入している方**を従業員として認め、以下の方は「従業員数」に含めないものとします。

- ①会社役員（従業員との兼務役員は「従業員」に含まれます。）
- ②個人事業主において、個人事業主本人および同居の親族従業員
- ③（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
＊法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(2) 「給与」の範囲について

本事業では、**基本給と賞与のみ**を「給与」とし、それ以外は含めないものとします。

4. 一般的な注意事項

(1) 補助事業を実施するに当たって

- ・中小企業設備投資補助金交付要領（以下、「要領」という）および本注意事項に記載の事項について、よく確認した上で補助事業を実施してください。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合や不適正な経理処理が認められた場合には、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令の可能性もあるので、十分注意してください。
- ・補助事業者は事業の実施に当たり、経理担当者等との相互連絡を密にしてください。特に、経理処理については、伝票、証拠書類の処理や保管に関して認識を新たにしてい、その処理に当たってください。

(2) 補助金の対象

- ・補助金の対象となる事業は、令和8年7月15日以降に着手したものに限りです。
- ・補助金は、要領に定める指定された使途（補助対象経費）以外には使用しないでください。また、同一の事業について、国および地方自治体の他の補助金の交付を受けている場合は本補助金の対象外となります。
- ・相殺や小切手、商品券、ポイント等による支払いは、補助対象外となります。
- ・クレジットカード払い等で、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期限を過ぎている支払いについては、補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・補助事業の終了後、補助事業の成果を実績報告書に取りまとめて提出してください。

(3) パートナリシップ構築宣言

- ・「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」より登録手続きを行ってください。補助金申請時点で、同サイトに事業所名が掲載されている必要があります。
- ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

(4) 商工会議所の事前確認

- ・事業計画書は商工会議所と一体となって作成する必要があります。自身にて計画書作成後、申請者本人が所属の商工会議所にて、内容および添付書類の不備がないか等など事前確認を行ってください。

4. 補助対象となる経費

経費区分	詳細
機械装置・システム構築費	機械装置、器具、備品、ソフトウェア、情報システム等の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用等に要する経費

以下の経費区分は、上記の設備投資にあわせて必要な場合に対象とする。

建物費	店舗・工場の建設、改修、撤去、原状回復、移転、解体等に要する経費
技術導入費	事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運送料、宅配・郵送料等に要する経費

(注) 以下の経費は補助対象になりません

- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課（消費税及び地方消費税額を含む）
- ・光熱水費、飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・販売する商品の原材料費、予備品の購入費、商品券等の金券、フランチャイズ加盟料
- ・不動産の購入費、構築物の購入費、株式の購入費
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・国（独立行政法人を含む）および地方自治体の補助金、助成金を活用する事業
- ・借入金等の支払利息および遅延損害金
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費・レンタル費
- ・自動車等車両、車両系建設機械、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- ・公序良俗に反する事業
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

(注) 本事業では、生産性向上や省力化に資する設備投資を必ず含む必要があります。

5. 費用毎の注意事項等

共通

- ア 一件の支払いごとに証拠書類として見積書、発注書、納品書、請求書、銀行振込依頼書（控）の5種類の書類（必要に応じて契約書、検収書等支払を証明する書類）の原本を前述の伺書等とともにまとめて整理してください。
- イ 支払予定額が100万円（税込）を超える発注については、複数（2社以上）の見積取得と契約書が必要です。
- ウ 「諸経費」と記載されている経費は、補助対象外となります。

機械装置・システム構築費

- ア パソコン、タブレット端末、車両、建設重機、オートバイ、自転車などの購入・レンタルは補助対象外です
- イ 中古品を購入する場合は、価格の妥当性を示すため、購入金額に関わらず、複数（2社以上）の中古品販売事業者（専門事業者）から当該機械装置等（または同種同等のもの）の見積を取得してください。
- ウ ネットオークションによる機械装置等の購入は価格の妥当性が担保できないため補助対象外です
- エ 購入の場合は、カタログ、仕様書等関係書類を保管してください。
自社で製造、改良または修繕を行う場合は、設計図、仕様書等の内容が詳細に判るものを作成し保管してください。
- オ 購入した装置、器具は台帳等により管理してください。
- カ 数量を「一式」とした場合は、「一式」の内訳表を作成してください。

建物費

- ア 建物等を改修、撤去、原状回復、移転、解体などをする場合は、前後の写真を撮っておいてください。
- イ 数量を一式とした場合は、「一式」の内訳表を作成してください。
- ウ 「諸経費」と記載されている経費は、補助対象外となります。

専門家経費

- ア 本補助金の事業計画書、申請書、報告書等の事務局に提出する書類作成代行費用は補助対象外です
- イ 謝金は原則としてその都度支払うものとし、一括払いはできる限り行わないでください。源泉徴収が必要なものについては、事業主体において必要な率の源泉徴収を行い、所轄税務署へ納付してその証拠書類を保存してください。なお、源泉徴収を行った税額分は補助対象外です。
- ウ 指導助言の内容、期間（回数）、単価等を依頼書に明記してください。また、都度、指導内容について詳細を記載した専門家報告書（議事録）を作成してもらってください。
- エ 謝金は、1日あたり5万円を上限とします。
- オ 既に締結済みの顧問契約に含まれる取組みに係る謝金は、補助対象外となります。

6. その他

- ・事務局から修正依頼があった場合は以下のメールアドレスにご提出ください。
【修正書類提出先】 itaku@tsubokawa.jp